

令和9年度  
実施分

地域のアイデアで地域を元気にする

そんな取り組みを支援します！

# 地域じまんづくり事業

※事前の審査会が廃止になり、書類審査だけで交付を受けられるようになりました。

※過去に交付を受けた場合も、事業完了後5年経過で再度申請が可能になりました。

こんな取組に使われています

01

花壇や公園に  
花を植栽



02

伝統野菜の  
栽培継承・宣伝



03

区史・郷土史の  
編纂、発行



このほかにも・・・

指定無形民俗文化財の衣装を復元・新調、登山道の整備・案内看板の設置 など

事前相談期限

令和8年8月31日(月)まで

※事業実施を希望される場合は、まず下記担当へご相談ください。

※事前相談後、事業計画書等をご提出いただきます。

対 象

区、地区、自治振興会 等

交付金額

25万円～

※20万円+500円×世帯数

※高齢化集落はさらに5万円を加算

Step1

事前相談

Step2

書類審査

Step3

交付申請

Step4

交付決定

Step5

事業実施

敦賀市総務部総務課 担当:杉村・油野

☎0770-22-8101